

平成27年1月9日

各位

会社名 株式会社京王ズホールディングス
代表者名 代表取締役社長 長野 成晃
(コード：3731 東証マザーズ)
問い合わせ先 人事法務部 法務広報課
(TEL：022-722-0333)

社内調査委員会による中間報告書の受領および要約版の公表について

平成26年12月19日付けの「社内調査委員会への委嘱および委員の決定に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、平成27年1月8日付けで社内調査委員会より受領いたしました不適切な会計処理の全容判明に向けた中間報告書（以下「本報告書」といいます。）の内容について公表させていただきます。

なお、公表に当たりましては、社内調査委員会が作成した要約版とさせていただきます。これは、本報告書が最終報告書による報告に向けて、今後も推敲を重ねるものであることや、現時点で公表した場合、そこに記載されている個人に対する社会的評価や私生活へ与える影響等へ配慮したためとのことです。

社内調査委員会は、過年度決算等の訂正に伴う影響範囲を最終報告に先駆けて株主や投資家を含むステークホルダーの皆様にお知らせするため、主に数値面の確定を目的として調査を行い、本報告書を作成しております。

今後の予定といたしましては、平成27年1月15日までに、本報告書に記載された社内調査委員会の判断（次頁参照）について十分に吟味した上で然るべき会計処理を行い、過年度四半期報告書及び過年度有価証券報告書、過年度決算短信の訂正、並びに平成27年3月期第4四半期報告書と平成27年3月期第4四半期決算短信を開示します。また、最終報告書の開示については平成27年1月中旬を予定しております。

株主様、投資家様及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上

<社内調査委員会の判断>

【役員報酬→特定株主に対する利益供与金】

平成 24 年 10 月期	45,492,208 円
平成 25 年 10 月期	106,345,985 円
平成 27 年 3 月期	43,264,874 円

【賞与→特定株主に対する利益供与金】

平成 25 年 10 月期	9,900,000 円
平成 27 年 3 月期	1,100,000 円

【その他経費→特定株主に対する利益供与金】

平成 24 年 10 月期	2,189,114 円
平成 25 年 10 月期	22,258,686 円
平成 27 年 3 月期	12,412,940 円

【貸付金→役員による不正関連損失】

平成 23 年 10 月期	5,000,000 円
---------------	-------------

【役員及び役員保有会社に対する金銭債権→役員による不正関連損失】

平成 23 年 10 月期	5,000,000 円
---------------	-------------

【一年以内返済予定長期貸付金→雑収入】

平成 24 年 10 月期	168,000 円
平成 25 年 10 月期	2,016,000 円
平成 27 年 3 月期	1,764,000 円

【貸倒引当金の計上時期】

平成 23 年 4 月第 2 四半期における元代表取締役社長に対する簿外の支出など、不正な資金の社外流出等（以下「前不正行為等」といいます。）の発覚を受けた平成 23 年 10 月 24 日付け「債務の弁済に関する合意書」上の当社の元社長に対する貸付金に関する貸倒引当金は平成 25 年 10 月期（677,000,000 円）、平成 27 年 3 月期（162,000,000 円）で計上しているが、平成 25 年 10 月期（839,000,000 円）に一括計上すべき。

【損害賠償請求債権の放棄】

前不正行為等に起因する損害賠償請求債権を放棄していたとみる事情は認められない。

以上

調 査 報 告 書
(中 間 報 告 書)

【要 約 版】

平成 27 年 1 月 8 日

株式会社京王ズホールディングス調査委員会

株式会社京王ズホールディングス 取締役会 御中

平成 27 年 1 月 8 日

当調査委員会（以下「**当委員会**」という。）は、株式会社京王ズホールディングス（以下「**当社**」という。）取締役会からの委託に基づき、平成 26 年 12 月 19 に設置されて以来、不適切な会計処理の実態、その直接の原因、さらには責任の所在等について、調査及び検討を行い、併せて再発防止策も提言することを目的として任務を遂行してきた。

当委員会は、本日、上記目的による調査の中間報告として、当社に「調査報告書（中間報告書）」を提出した。当該中間報告書は、これまでの調査・検討の結果を踏まえて、当社における不適切な会計処理が本来なされるべきであった会計処理の数値に及ぼす影響を示すべく、その中間結果を取締役に報告するものである。

そして、本「調査報告書（中間報告書）【要約版】」は、当該中間報告書に記載されている内容のうち、公表に向けて当該中間報告書の記載内容を要約したものである。当該中間報告書においては、最終的な報告書（以下「**最終報告書**」という。）による報告に向けて、今後も推敲を重ねるものであるところ、現時点で公表した場合に、そこに記載されている個人の社会的評価や私生活へ与える影響等へ配慮し、当委員会としては、当社に対して公表を控えるよう要請するものである。

当社において、本書の上記目的・趣旨を踏まえて、適切な対応を採られることを期待する。

株式会社京王ズホールディングス 調査委員会

調査委員長 弁護士 檜 山 公 夫 ㊞
(社外監査役)

調査委員 弁護士 内 田 正 之 ㊞
(社外監査役)

調査委員 公認会計士 松 山 昌 司 ㊞

調査委員 公認会計士 辻 高 史 ㊞

目 次

第一部 調査の概要

- 1 調査委員会設置に至る経緯・調査目的
- 2 調査委員会の組織
- 3 調査委員会の構成
- 4 調査期間
- 5 調査対象期間
- 6 調査項目
- 7 調査方法

第二部 当委員会が認定した本件不正行為等に関する事実経過と当委員会の判断

- 1 当社グループ＝京王ズグループの概要、役員の変動、を巡る動きなど
- 2 本件不正行為等に共通する背景事実
- 3 本件不正行為等に関する事実各論
 - (1) 費用として計上されているものについて、その会計処理の妥当性について
 - (2) 前不正行為等の発覚を受けた平成 23 年 10 月 24 日付け「債務の弁済に関する合意書」上の当社の A 元社長に対する貸付金に関する貸倒引当金の計上時期及びその金額に関する疑義について
 - (3) 平成 26 年 4 月初旬に D 元社長から株式会社光通信（以下「光通信」という）へ提案したと考えられる今後の体制に関する提案内容に、A 元社長、B 元取締役及び C 元監査役に対して一切の請求を行わないことという記述がある関係で、上記当社の A 元社長ら前不正行為等に関与した元役員らに対する前不正行為等に起因する請求債権を放棄していたのではないかという疑義について

なお、最終報告書においては、上記第二部に続けて、「第三部 原因」、「第四部 責任」、「第五部 再発防止策」を報告する。

第一部 調査の概要

1 調査委員会設置に至る経緯・調査目的

株式会社東京証券取引所マザーズ市場の上場会社である当社は、主に平成18年10月期から平成23年4月第2四半期において、A元代表取締役社長（以下「A元社長」という。）に対する簿外の支出など、不正な資金の社外流出（以下「前不正行為等」という。）が明らかになり、第三者調査委員会により、前不正行為等の内容、その原因、責任や再発防止策についての指摘がなされた（平成23年11月14日付第三者調査委員会調査報告書）。これらを受けて、平成24年1月30日開催の定時株主総会をもって、A元社長ら上記前不正行為等に関与した当時の役員は退任したが、当社は特設注意市場銘柄に指定され、新役員体制の下、経営改善に取り組んできたはずであった。

しかしながら、今般、A元社長がまだ代表取締役にとどまっていた平成23年10月第4四半期、平成24年1月第1四半期、さらにはA元社長が役員を退任した平成24年4月第2四半期以降平成26年4月第2四半期といった過年度においても、A元社長に対する利益供与等、不正な支出（以下「本件不正行為等」という。）があったことが発覚したことから、発生した事実の正確な把握、原因・責任究明、再発防止策の提言を行うことを目的として、平成26年12月19日、当社取締役会決議を経て、当委員会が設置された。

2 調査委員会の組織

当委員会は、当社取締役会の機関決定を受けてその委託のもとに、独立して活動を行う組織として設置されたものである。

3 調査委員会の構成

当委員会は、以下の4名の委員により構成された。

委員長	檜山公夫（弁護士、当社社外監査役）
委員	内田正之（弁護士、当社社外監査役）
委員	松山昌司（公認会計士）
委員	辻高史（公認会計士）

4 調査期間

平成26年12月23日（火）から平成27年1月10日（土）まで（予定）。

5 調査対象期間

平成23年10月期から平成26年10月第4四半期（平成27年3月期第4四半期）まで。

6 調査項目

- (1) 費用として計上している以下①～⑧について、その会計処理の妥当性について
- ① D元社長へお金を貸すということでE前社長及びF前取締役が自己名義の通帳を預け（D元社長に渡し、D元社長はC元監査役にさらに渡して）、約1年間、両人は報酬の1/3程度を手にしていないものの、両人が手にしていない残り2/3の報酬にかかる会計処理の妥当性について
 - ② D元社長の報酬の大部分を同人は手にしていないが、その手にしていない分の報酬にかかる会計処理の妥当性について
 - ③ 平成23年10月27日にB元取締役及びG副統轄に対する福利厚生貸付を仮装して、A元社長に不正に流出した資金にかかる会計処理の妥当性について
 - ④ E前社長、F前取締役の役員就任前にE前社長、F前取締役、G副統轄に対する賞与名目で計上されている、A元社長に流出した合計約1,000万円にかかる会計処理の妥当性について
 - ⑤ C元監査役が他者の氏名を利用して小口の経費精算しているものの精査と会計処理の妥当性について
 - ⑥ A元社長が使用したと推測される経費等につき、D元社長名義で小口の経費精算しているものの精査と会計処理の妥当性について
 - ⑦ B元取締役につき、当社から課徴金相当額の損害賠償金を請求している訴訟において同人が依頼した代理人弁護士に対する中間報酬支払のために必要な額を、同人の賞与に上乗せして支給したことにかかる会計処理の妥当性について
 - ⑧ B元取締役が上記⑦の代理人弁護士へ打合せに行く交通費を、当社取引先との商談等のための交通費の稟議書を偽装して捻出している費用にかかる会計処理の妥当性について
- (2) 前不正行為等の発覚を受けた平成23年10月24日付け「債務の弁済に関する合意書」上の当社のA元社長に対する貸付金に関する貸倒引当金の計上時期及びその金額に関する疑義について
- (3) 平成26年4月初旬に、D元社長から光通信へ提案したと考えられる今後の体制に関する提案内容に、A元社長、B元取締役及びC元監査役に対して一切の請求を行わないことという記述がある関係で、上記当社のA元社長ら前不正行為等に関与した元役員らに対する前不正行為等に起因する請求債権を放棄していたのではないかという疑義について

7 調査方法

当委員会は、上記の目的を果たすため、本件不正行為等に関する社内書類、証憑、銀行預金口座等の精査を行うとともに、当委員会が必要と判断した当社役職員等（元役員・職員を含む）合計10名から延べ14回にわたって事情聴取を行った（D元社長3回、E

前社長 1 回、G 副統轄 3 回、F 前取締役 1 回、B 元取締役 1 回、H 氏 1 回、I 氏 1 回、J 氏 1 回、K 氏 1 回、L 氏 1 回)。また、当社の会計監査を担当している監査法人Mからも適宜事情を聴取した。ちなみに、A 元社長及びC 元監査役については、当委員会から事情聴取したい旨の申出をしたものの、現在までのところ同人らからの事情聴取は実施できていない。

また、調査にあたっては、当社常勤監査役の新里慎治の補助を随時受けた。

なお、もとより当委員会には強制的な調査権限はなく、さらには平成 27 年 1 月 15 日提出の第 22 期の平成 26 年 10 月第 4 四半期報告書に対し、当委員会の調査結果を踏まえた過年度決算の訂正を施し、反映させる必要があるとの切迫した、しかも年末年始の、きわめて限定的な時間のなかで調査を実施したものであるため、調査の内容については一定の限界があることを申し添える。

第二部 当委員会が認定した本件不正行為等に関する事実経過と当委員会の判断

1 当社グループ＝京王ズグループの概要、役員の変動、経営権を巡る動きなど

(1) 当社と連結会社等

当社は昭和 62 年 6 月に設立された株式会社であり、平成 16 年 1 月に東証マザーズ市場に上場した。資本金は 11 億 9,908 万円で、現時点においては、第 1 に移動体通信事業を営む株式会社京王ズコミュニケーション（以下「京王ズコミュニケーション」という。資本金 2 億 9,999 万 7,500 円で当社の持株比率 100%）、第 2 にテレマーケティング事業を営む①株式会社ノーブルコミュニケーション（以下「NC」という。資本金 9,000 万円で当社の持株比率 60%）、②株式会社 I J T（以下「I J T」という。資本金 6,000 万円で、当社の持株比率 100%であったが、平成 26 年 10 月 31 日に NC へ全株式を譲渡し、現在は NC の 100%子会社となっている。）、③株式会社ハーツライフサポート（以下「ハーツライフサポート」という。資本金 1,000 万円で当社の持株比率 100%であったが、平成 26 年 10 月 31 日に NC へ全株式を譲渡し、現在は NC の 100%子会社となっている。）、第 3 に医療介護事業を営む株式会社京王ズライフクオリティ（以下「ライフクオリティ」という。資本金 1,000 万円で当社の持株比率 100%）の、いわゆる持株会社である。なお、平成 22 年 10 月 31 日付で、かつて子会社であった株式会社遠雷を吸収合併して以降は、小規模ながら不動産事業を行う事業持株会社となっている。

他に、株式会社京王ズ Seed（以下「Seed」という。資本金 1,000 万円。モバイル・PC 向けソーシャルアプリ事業を営んでいた。）と株式会社京王ズ FORCITE（以下「FORCITE」という。資本金 1,000 万円。通信回線サービス契約受付事業を営んでいた。）が当社の持株比率 100%子会社として存在するが、平成 23 年 3

月 11 日の東日本大震災を契機として活動を休止しており、現在、活動の実態はない。

これらの連結子会社に加えて、当社と当初は資本関係がなかったものの、当社が平成 22 年 10 月期から実質支配しているため連結子会社としていた株式会社レジャー・ワン（以下「レジャー・ワン」という。資本金 100 万円）があり、平成 26 年 1 月、レジャー・ワンの 100%親会社だったN社から株式を全部取得して、名実ともに当社の連結子会社となった。

以上、持株会社である当社と、京王ズコミュニケーション、NC、I J T、ハーツライフサポート、ライフクオリティ、Seed、FORCITE、そしてレジャー・ワンから京王ズグループは成っている。

(2) A元社長の支配会社

次に当委員会の調査に関連する範囲で、A元社長が株式を保有して支配する会社について言及する。

① N社

資本金 1,000 万円でA元社長の持株比率が 100%の株式会社である。A元社長の個人資産を管理する目的で設立されたという。なお、N社は、前記レジャー・ワンの株式を 100%保有していたが、平成 26 年 1 月、レジャー・ワンの株式は、その全部が当社に移転した。

② O社

資本金 1,000 万円でA元社長の持株比率が 100%の株式会社である。平成 23 年 4 月、当社のA元社長に対する 1 億 1,000 万円の簿外貸付を解消する目的で設立されたという。

③ P社

A元社長が持分比率 90%強を保有する有限会社であり、平成 17 年 7 月、岩手県における農場の経営等を目的として設立されたという。

(3) 平成 23 年 10 月以降の当社の役員の異動や経営権を巡る動きについて

ア 平成 23 年 10 月当時は、第三者調査委員会により前不正行為等について調査の大詰めを迎えていた時期であるが、その調査結果を経て、平成 24 年 1 月 30 日開催の定時株主総会の終結の時をもって、それまで役員に就任していたA元社長、B元取締役、C元監査役らが退任し、D元社長らが取締役に選任され就任し、D元社長は上記定時株主総会直後に開催された取締役会で代表取締役に選定され就任した。また、社外取締役や社外監査役も新たに選任され就任した。

イ 平成 25 年 1 月 12 日開催の定時株主総会では、D元社長が取締役として再任されるとともに（直後の取締役会で代表取締役社長に再任）、E前社長やF前取締役が取締役に選任され就任した。

ウ 平成 26 年 1 月 24 日開催の定時株主総会でも前年度同様、D元社長、E前社長、F前取締役らが取締役として選任され就任した（直後の取締役会でD元社長は代表

取締役社長に再任)。

エ 経営権を巡る動きについて

- a A元社長ら前不正行為等に重大な責任のあった役員らは、既に述べたように、平成24年1月30日開催の定時株主総会以降は当社役員ではなくなっていたが、A元社長はそれ以後も当社本社に出勤し続け、同年8月までは在職時の役員報酬額と同額の金員を受け取っていた（なお、後にその一部を貸付金として返還する契約を締結しているが、その返済額は月額5万円であり、今なお残高がある。）。また、同様に役員を退任したC元監査役も雇用関係があいまいなまま当社の総務等の業務に従事し続け、B元取締役も当社の子会社に所属して出勤し続けていた。

当時の監査役会は繰り返し、上記前不正行為等について重大な責任のあるA元社長らを当社から排除するよう求めていたが、D元社長は、引継等の必要があるなどとして、監査役の指摘事項に沿った是正措置を先送りしていた。

- b 平成25年1月12日の定時株主総会から新たに社内取締役となったE前社長及びF前取締役は、役員就任当初は前不正行為等の詳細は知らず、第三者調査委員会の調査報告書も読んでいなかったが、役員として従事していくなかで、上場維持のためには、A元社長の実質支配を脱して、いわゆるホワイトナイトに株式を保有してもらうしかないと考えようになり、それをD元社長にも伝え、D元社長も、それに同調するようになった。

具体的には、E前社長は、上場維持に向けたコンサルタント会社との契約締結に向けて交渉を行い、F前取締役とともに、D元社長を通じて、A元社長の出社をやめるよう働きかけ（最終的にA元社長は同年12月を最後として出社しないようになった。）、当社株式の第三者割当候補として、Q社と水面下で交渉した。

- c 上記水面下の交渉の結果、平成26年2月28日、Q社への当社株式の第三者割当により当社がQ社の子会社になる予定であることが発表されると、大株主である光通信並びにA元社長及びN社が、それぞれ上記第三者割当にかかる株式の発行の差止を求める仮処分を申請した。また、Q社は同年3月10日、上記第三者割当株式の払込を期限には行わない旨、公表した。

- d 上記差止仮処分申請事件の審尋手続が進行する傍ら、A元社長及びその支配会社であるN社が保有する当社の株式を光通信に売却する交渉が、A元社長と光通信との間で行われ、その交渉は、上記仮処分申請が却下された平成26年3月26日と同日に成立した。同日、光通信は上記却下決定に即時抗告するとともに、A元社長及びN社が保有する当社株式について譲り受けることの合意が成立したとして、当社株式のTOBを行うことを公表した。

- e こうした状況、とりわけA元社長及びN社保有の当社株式について既に光通信に売却されることが合意されている状況では、D元社長ら当時の当社の経営陣は、光通信のTOBによる当社の子会社化は避けられないと判断して、Q社への当社

株式の第三者割当を断念し、以後、当社はD元社長のもと、光通信が当社の親会社になることを前提にした業務運営の協議に入った。なお、上記差止仮処分申請事件は同月28日に和解により終了した。

f その後、光通信のTOBは実施され、当社は光通信の子会社となった。これに伴い、平成26年7月29日開催の当社臨時株主総会において、D元社長及び当時の社外取締役が退任し、新たに光通信が指名する取締役が選任された。また、新たな代表取締役にはE前社長が就任した。

g 平成26年12月12日、本件不正行為等の発覚を受けて、E前社長及びF前取締役は退任し、光通信の指名で取締役に就任していたH氏が代表取締役社長に就任した。

(4) 大株主の持株比率の変動について

ア 本件調査対象期間の初期にあたる平成23年10月末日当時の当社株式の大株主の持株比率を多い順から掲げると次のとおりである。

A元社長	15.15%
光通信	14.93%
N社（A元社長の支配会社）	14.25%
株主R	1.78%
株主S	1.51%
株主T	1.23%

イ 光通信は、平成25年10月末日以降、徐々に当社株式の取得を進め、TOB直前には、同社の持株比率は22.96%となっていた。

ウ 平成26年5月のTOB実施後においては、光通信の当社株式の持株比率は、79.80%となり、他方、上記TOBに応じたA元社長やN社は当社の株主ではなくなった。

2 本件不正行為等に共通する背景事実

(1) 前不正行為等により、A元社長、C元監査役及びB元取締役は平成24年1月30日に開催された定時株主総会の終結の時をもって役員を退任し、当社におけるA元社長の地位は特定大株主であることのみとなったが、A元社長は最終的に平成25年12月までは当社本社に出勤しており、その間のある時期までは当社の銀行印や法人カードの管理に関与し続け、平成24年8月までは従前の役員報酬と同額の月額250万円の給与の支給を受けており、新体制下のD元社長を含む一部取締役や職員からは「会長」と呼ばれ、当社の経営に関して、D元社長ら役職員の一部に有形無形の影響力を行使していた。

また、C元監査役も役員退任後、平成26年8月下旬まで当社本社に出勤し続け、総

務・経理等の事務に携わっており、B元取締役も役員退任後、平成26年6月13日まで、当社連結子会社であるI J Tなどの従業員として、当社本社社屋及びコールセンターに出勤していた。こうした前不正行為等に関与した旧役員の出社・関与、旧役員への給与支払等については、とりわけ監査役会からは是正を強く求める意見書が繰り返し取締役会へ提出されるなどしていたが、上記のとおり、なかなか是正が進まなかった。

(2) また、A元社長は、前不正行為等により、前記平成23年10月24日付け「債務の弁済に関する合意書」上、当社及び当社グループ会社に対して、同人個人としては約4億9,000万円の債務を、また当社に対して、同人の個人会社の連帯保証人としては約1億5,000万円の保証債務をそれぞれ負担し、同人には、当時保有していた当社の株式が既に第三者へ担保に供されており他にめぼしい資産がないと判断されたことから、同人が100%株主であるN社が保有する当社の株式に登録質を設定し担保提供することになっていたが（後に上記担保提供されることになっていた株式が平成24年11月以降、証券会社に担保提供されていたり、その一部が平成25年8月以降に売却されていることがわかった。）、この担保設定手続がなされない状況が続いていたほか、キャッシュフローベースでも、関係者からの聴取結果及び社内に残されていた書類等からは、同人自身の資金繰りによる必要額は次に述べるように、固定的な支出だけで、年間約6,000万円に上っていた。

- ① U社に対し、3月及び9月（いわゆる特殊月）を除いた月に元利金で毎月約100万円、3月及び9月には約1,000万円
- ② V社に対し、毎月元利金で約160万円
- ③ 当社に対し、「債務の弁済に関する合意書」に基づく支払いとして月額30万円（ただし、役員退任後平成24年8月までに支給を受けた給与のうち、支給が相当でないとされた金356万1,831円が貸付債務として加わり、この返済が平成24年10月から毎月5万円加わったので、当社に対する支払額は合計毎月35万円となった。なお、この追加貸付債務については、さらに平成24年8月から平成25年1月までの間に同人に関連して当社が支出した費用である金111万4,964円についても、後にその残高に加算されている。）
- ④ 生活費として毎月130万円（この数字は、C元監査役を通じてD元社長やG副統轄ら上記①～③の資金需要を知っていたメンバーで共有されていた額である。）

他にも、A元社長は、前不正行為等に起因して当社に課徴金が課されたことを理由に当社から課徴金相当額の請求訴訟事件を提起されたことの対応や、当社がN社に対して行った振替株式の処分禁止の仮処分への対応、さらに自ら提起したQ社への当社株式の第三者割当差止の仮処分事件対応や光通信に対する株式の売却への対応など、いずれも代理人弁護士を選任しており、これらの対応に要した弁護士費用等、上記①～④の固定支出以外にも、相応の資金需要のあったことが認められる。

(3) 上記のとおり、A元社長は役員退任後も新体制下のD元社長ら取締役等に対して有形無形の影響力を行使し続けており、そうした状況下で、上記(2)に記載したA元社長の資金需要等(以下「A元社長の資金需要等」という。)に応ずるために、当社において、次の「3 本件不正行為等に関する事実各論」で述べるような、A元社長への利益供与等、本件不正行為等による不正支出がなされたものと判断される。

3 本件不正行為等に関する事実各論

(1) 費用として計上されているものについて、その会計処理の妥当性について

① D元社長へお金を貸すということでE前社長及びF前取締役が自己名義の通帳を預け(D元社長に渡し、D元社長はC元監査役にさらに渡して)、約1年間、両人は報酬の1/3程度を手にしていないものの、両人が手にしていない残り2/3の報酬にかかる会計処理の妥当性について

ア 当委員会の判断

E前社長及びF前取締役に各役員報酬名下で支払われた、下記の額については、それぞれ当時当社の特定大株主のみの地位にしかなかったA元社長に対する、会社法第120条、第970条に規定する利益供与に該当するものと判断する。

	記	
	E前社長	F前取締役
平成25年4月期四半期	236万98円	233万4,916円
平成25年7月期四半期	343万1,605円	342万9,628円
平成25年10月期四半期	337万7,435円	339万2,627円
平成26年1月期四半期	335万7,211円	333万4,209円
平成26年4月期四半期	225万8,352円	226万886円
計	1,478万4,701円	1,475万2,266円

したがって、平成25年3月から平成26年3月まで支給された両人の役員報酬のうち当該金額については「役員報酬」等として処理されているものを「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

② D元社長の報酬の大部分を同人は手にしていないが、その手にしていない分の報酬にかかる会計処理の妥当性について

ア 当委員会の判断

D元社長に役員報酬名下で支払われた、下記の額については、当時当社の特定大株主のみの地位にしかなかったA元社長に対する、会社法第120条、第970条に規定する利益供与に該当するものと判断する。

記

平成 24 年 4 月期四半期	764 万 864 円
平成 24 年 7 月期四半期	745 万 6,071 円
平成 24 年 10 月期四半期	764 万 9,169 円
平成 25 年 1 月期四半期	754 万 6,082 円
平成 25 年 4 月期四半期	2,083 万 9,635 円
平成 25 年 7 月期四半期	663 万 8,435 円
平成 25 年 10 月期四半期	898 万 5,686 円
平成 26 年 1 月期四半期	628 万 4,388 円
平成 26 年 4 月期四半期	974 万 2,720 円
計	8,278 万 3,050 円

したがって、平成 24 年 3 月から平成 26 年 3 月まで支給された D 元社長の役員報酬のうち当該金額については「役員報酬」等として処理されているものを「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

- ③ 平成 23 年 10 月 27 日に B 元取締役及び G 副統轄に対する福利厚生貸付を仮装して、A 元社長に不正に流出した資金にかかる会計処理の妥当性について

ア 当委員会の判断

平成 23 年 10 月 27 日に B 元取締役及び G 副統轄に従業員（B 元取締役との関係では役員）に対する厚生貸付名下に支出した各 500 万円、計 1,000 万円は、厚生貸付の実態が無く、その時点で A 元社長の資金需要等のために既に不正に流出していた 1,100 万円について、同月末日に迫った第 19 期決算末日までに当社に入金して、いわば穴埋めするための資金を捻出するために厚生貸付を仮装してなされた不正流出金であって、この 1,000 万円の仮装貸付による不正行為は、当時代表取締役だった A 元社長が自己等の利益を図って当社に損害を与えたものであり、同人の業務上横領ないし特別背任行為に該当すると判断する。

したがって、平成 23 年 10 月期の会計処理としては、「役員による不正関連損失」とすべきである。なお、その後、仮装した厚生貸付により締結された金銭消費貸借契約の返済時期の到来に伴い、平成 24 年 10 月以降、G 副統轄への仮装貸付については現在に至るまで、B 元取締役への仮装貸付については平成 26 年 7 月まで、仮装貸付の約定にしたがった弁済入金がなされているが、それらの入金については、それぞれ入金時期に損害金の弁償がなされたと判断されるものであり、入金時期毎に弁済金中元金相当部分は「雑収入」として扱うべきである。各四半期毎の弁償金の額は下記のとおりである。

記

		B元取締役弁済分	G副統轄弁済分
平成24年10月第4四半期	元金	8万4,000円	8万4,000円
	利息	6万8,849円	6万8,849円
平成25年1月第1四半期	元金	25万2,000円	25万2,000円
	利息	1万6,874円	1万6,874円
平成25年4月第2四半期	元金	25万2,000円	25万2,000円
	利息	1万5,991円	1万5,991円
平成25年7月第3四半期	元金	25万2,000円	25万2,000円
	利息	1万5,112円	1万5,112円
平成25年10月第4四半期	元金	25万2,000円	25万2,000円
	利息	1万4,238円	1万4,238円
平成26年1月第1四半期	元金	25万2,000円	25万2,000円
	利息	1万3,793円	1万3,793円
平成26年4月第2四半期	元金	25万2,000円	25万2,000円
	利息	1万2,059円	1万2,059円
平成26年7月第3四半期	元金	25万2,000円	25万2,000円
	利息	1万1,600円	1万1,600円
平成26年10月第4四半期	元金	—	25万2,000円
	利息	—	1万1,067円
計	元金	184万8,000円	210万円
	利息	16万8,516円	17万9,583円

- ④ E前社長、F前取締役の役員就任前にE前社長、F前取締役、G副統轄に対する賞与名目で計上されている、A元社長に流出した合計約1,000万円にかかる会計処理の妥当性について

ア 当委員会の判断

平成24年12月14日に賞与として上乗せ出金され、E前社長（但し、当時は役員就任前）分賞与名目で計上されている368万円、F前取締役（但し、当時は役員就任前）分賞与名目で計上されている約322万円、G副統轄分賞与名目で計上されている約299万円の合計約990万円は、賞与としての実態がなく、かつ、当時当社の特定大株主のみの地位にしかなかったA元社長の資金需要等にあてられるために出金されたものであるから、同人に対する、会社法第120条、第970条に規定する利益供与に該当するものと判断する。

したがって、上記日時に出金された従業員賞与のうち、当該金額については従業員賞与として処理されているものを「特定株主に対する利益供与金」に組替処

理をする必要があるものと判断される。

⑤ C元監査役が他者の氏名を利用して小口の経費精算しているものの精査と会計処理の妥当性について

ア 当委員会の判断

調査対象期間にかかる下記の小口経費精算項目については、当時当社の特定大株主のみの地位にしかなかったA元社長の使用にかかる費用を、C元監査役が他の従業員の氏名を利用して経費精算として提出したことにより出金されたものと認められるから、A元社長に対する、会社法第120条、第970条に規定する利益供与に該当するものと判断する。

したがって、下記の小口経費精算項目にかかる支出については「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

記

a 旅費交通費 計496千円（1,000円未満切捨。以下同じ。）

平成24年7月第3四半期	41千円
平成24年10月第4四半期	78千円
平成25年1月第1四半期	66千円
平成25年7月第3四半期	140千円
平成26年1月第1四半期	14千円
平成26年4月第2四半期	155千円

b 会議費 計97千円

平成24年10月第4四半期	11千円
平成25年1月第4四半期	86千円

c 支払手数料 計105千円

平成24年10月第4四半期	1千円
平成26年1月第1四半期	0千円
平成26年4月第2四半期	103千円

d 新聞図書費 計6千円

平成24年10月第4四半期	3千円
平成25年1月第1四半期	3千円

e 接待交際費 計3千円

平成25年1月第1四半期	3千円
--------------	-----

f 雑費 計 1 千円

平成 24 年 10 月第 4 四半期	1 千円
---------------------	------

上記 a～f の合計は 711 千円である。

⑥ A元社長が使用したと推測される経費等につき、D元社長名義で小口の経費精算しているものの精査と会計処理の妥当性について

ア 当委員会の判断

調査対象期間にかかる下記の小口経費精算項目については、当時当社の特定大株主のみの地位にしかなかったA元社長の使用にかかる費用を、C元監査役がD元社長の名義で経費精算として提出し、D元社長の決裁により出金されたものと認められるから、A元社長に対する、会社法第 120 条、第 970 条に規定する利益供与に該当するものと判断する。

したがって、下記の小口経費精算項目にかかる支出については「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

記

a 旅費交通費 計 652 千円 (1,000 円未満切捨。以下同じ。)

平成 24 年 7 月第 3 四半期	19 千円
平成 24 年 10 月第 4 四半期	21 千円
平成 25 年 4 月第 2 四半期	133 千円
平成 25 年 7 月第 3 四半期	35 千円
平成 25 年 10 月第 4 四半期	254 千円
平成 26 年 1 月第 1 四半期	124 千円
平成 26 年 4 月第 2 四半期	62 千円

b 会議費 計 159 千円

平成 24 年 10 月第 4 四半期	16 千円
平成 25 年 4 月第 2 四半期	22 千円
平成 25 年 7 月第 3 四半期	90 千円
平成 25 年 10 月第 4 四半期	19 千円
平成 26 年 1 月第 1 四半期	10 千円

c 新聞図書費 計 122 千円

平成 24 年 10 月第 4 四半期	3 千円
平成 25 年 4 月第 2 四半期	10 千円

平成 25 年 7 月第 3 四半期	17 千円
平成 25 年 10 月第 4 四半期	52 千円
平成 26 年 1 月第 1 四半期	19 千円
平成 26 年 4 月第 2 四半期	19 千円

d 接待交際費 計 1,924 千円

平成 25 年 4 月第 2 四半期	469 千円
平成 25 年 7 月第 3 四半期	319 千円
平成 25 年 10 月第 4 四半期	441 千円
平成 26 年 1 月第 1 四半期	483 千円
平成 26 年 4 月第 2 四半期	210 千円

e 事務用品費 計 20 千円

平成 25 年 7 月第 3 四半期	11 千円
平成 25 年 10 月第 4 四半期	9 千円

f 消耗品費 32 千円

平成 25 年 10 月第 4 四半期	10 千円
平成 26 年 1 月第 1 四半期	21 千円

g 通信費 計 1 千円

平成 25 年 10 月第 4 四半期	1 千円
---------------------	------

h 車両費 計 8 千円

平成 26 年 4 月第 2 四半期	8 千円
--------------------	------

上記 a～h の合計は 2,919 千円であり、これら費目にかかる支出については「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

また、A 元社長が平成 24 年 8 月度で従業員としての身分を完全に失った後に社会保険料を負担していたことについても「特定株主に対する利益供与金」に該当するものと考えられる。当社は当該費用につき、会社負担分・自己負担分共に法定福利費として処理をしているが、下記のとおり各決算期毎に支出した当該費用計 70 万 1,110 円についても「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

記

平成 24 年 10 月期四半期	24 万 9,114 円
平成 25 年 1 月期四半期	7 万 9,764 円
平成 25 年 4 月期四半期	7 万 9,764 円
平成 25 年 7 月期四半期	7 万 9,764 円
平成 25 年 10 月期四半期	7 万 9,764 円
平成 26 年 1 月期四半期	7 万 9,764 円
平成 26 年 4 月期四半期	5 万 3,176 円
計	70 万 1,110 円

- ⑦ B元取締役につき、当社から課徴金相当額の損害賠償金を請求している訴訟において同人が依頼した代理人弁護士に対する中間報酬支払のために必要な額を、同人の賞与に上乗せして支給したことにかかる会計処理の妥当性について

ア 当委員会の判断

平成 25 年 12 月 20 日にB元取締役に賞与として I J T から出金された 155 万 9,128 円のうち、110 万円は、A元社長及びB元取締役が当社から提起されていた課徴金相当額損害賠償請求訴訟対応のために同人らが依頼していた弁護士の費用（①中間報酬 105 万円、②弁護士立替交通費 4 万 3,777 円）を支払うために上乗せ出金されたものであって、賞与としての実態はなく、かつ、当時当社との関係では特定大株主のみの地位にしかなかったA元社長のいわば資金需要等にあてられるために出金されたものであると認められるから、同人に対する、会社法第 120 条、第 970 条に規定する利益供与に該当するものと判断する。

したがって、上記日時に金出された従業員賞与のうち当該金額については従業員賞与として処理されているものを「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

- ⑧ B元取締役が上記⑦の代理人弁護士へ打合せに行く交通費を、当社取引先との商談等のための交通費の稟議書を偽装して捻出している費用にかかる会計処理の妥当性について

ア 当委員会の判断

B元取締役から下記 a、b 記載のとおり稟議申請があつて出金した交通費 2 件分、計 3 万 9,630 円は、いずれも上記⑦と同様、A元社長の前記課徴金相当額損害賠償請求訴訟対応のため、すなわち、当時当社との関係では特定大株主のみの地位にしかなかったA元社長のいわば資金需要等にあてられるために出金されたものであるから、同人に対する、会社法第 120 条、第 970 条に規定する利益供与に該当するものと判断する。

したがって、下記で出金された交通費については旅費交通費として処理されて

いるものを「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

記

- a 平成 25 年 5 月 17 日に関係取引先との折衝目的の東京出張の交通費として稟議申請され、これが承認されて、同月 20 日に現金された 1 万 9,910 円。
- b 平成 25 年 9 月 2 日に関係取引先との折衝目的の東京出張の交通費として稟議申請され、これが承認されて、同月 11 日に現金された 1 万 9,720 円。

(2) 前不正行為等の発覚を受けた平成 23 年 10 月 24 日付け「債務の弁済に関する合意書」上の当社の A 元社長に対する貸付金に関する貸倒引当金の計上時期及びその金額に関する疑義について

① 当委員会の判断

当社は、A 元社長及び同人の個人会社らに対する「債務の弁済に関する合意書」上の貸付金につき、平成 26 年 1 月第 1 四半期において、貸倒引当金を 162 百万円追加計上し、引当額を債権額の 100%に見直しているが、平成 25 年 1 月期において当該貸付債権約 839 百万円について、全額の貸倒引当金の計上が必要であったと判断される。

(3) 平成 26 年 4 月初旬に D 元社長から光通信へ提案したと考えられる今後の体制に関する提案内容に、A 元社長、B 元取締役及び C 元監査役に対して一切の請求を行わないことという記述がある関係で、上記当社の A 元社長ら前不正行為等に関与した元役員らに対する前不正行為等に起因する請求債権を放棄していたのではないかという疑義について

① 当委員会の判断

結論としては、当社が A 元社長ら前不正行為等に関与した元役員らに対する前不正行為等に起因する損害賠償等請求債権を放棄していたとみるに足りる事情は認められず、平成 27 年 3 月期第 2 四半期以降に A 元社長に対する債権及び同額の貸倒引当金をオフバランス処理せず計上し続けている会計処理は、少なくとも債権放棄を理由とする修正の必要は無いものと判断される。

以上